

地域医療を守る医療機関の事業と経営を維持するための診療報酬 の期中改定を求める意見書

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を構築するためには、安定的な医療提供体制の確保が不可欠であり、地域住民の命と健康を守る医療機関の役割は一層重要となっている一方、医療機関の経営困難は深刻化し事業存続の危機にあります。令和6年度診療報酬改定では、改定率がプラス0.88%とされたものの、同年末の消費者物価指数（生鮮食品を除く）が前年同月比で3.0%上昇するなどの物価高の中、医療機関は診療材料費や水道光熱費などの経費増を補えていません。医療は公定価格なので、物価上昇分を患者に転嫁できず、多くの病院が経営を悪化させています。物価高騰と職員の賃上げ、処遇改善等への対応など、大幅な診療報酬の引上げが必要であったにもかかわらず、社会保障関係費の自然増の圧縮と医療費抑制策が推し進められた結果、連続した実質マイナス改定が続き、医療機関の経営は厳しく圧迫されています。帝国データバンクの報道でも令和6年の医療機関の倒産は64件と過去最多を記録し、令和7年度も高水準で推移しています。このままでは、医療機関の事業運営ができず、地域医療の維持が困難になる状況です。

6つの病院団体（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は令和6年度診療報酬改定後の病院経営に関する緊急調査を行い、病院をはじめとする7割を超える医療機関で減益となり、事業・経営を維持していくための最低限の手当さえもない不十分な改定になったこと、その結果、医療機関の経営、資金繰りが急速に悪化し、とりわけ、6割を超える医療機関が深刻な経営困難に陥っていることを令和7年3月に明らかにしました。地域医療を支える医療機関からは、診療報酬の水準が現場の実情に見合っていない等の声が多く寄せられています。

今、医療機関は経営困難、地域医療の危機、人材不足、物価高騰といった複合的な問題を抱えています。これらの課題に対処するためには、医療機関の収入の主要な源泉である診療報酬の期中改定が必要です。

よって、住民の命と健康、地域医療を守るため、下記事項について強く要望します。

記

- 1 地域医療を守る医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰、働く職員の賃金・処遇改善に適切に対応できるよう、診療報酬の期中改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月25日

名取市議会議長 長 南 良 彦

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財 務 大 臣 殿
厚生労働大臣 殿